

その他の報告事項について

設計積算誤りについて

1 当該入札の概要

(1) 発注機関

相双建設事務所

(2) 入札方式

条件付一般競争入札（価格競争）

(3) 工事名

道路橋りょう整備（基幹）工事（法面）

工事概要：相馬郡新地町駒ヶ嶺地内国道113号線の法面緑化工事

(4) 入札年月日

平成24年3月21日

(5) 入札参加者数

19者

(6) 予定価格

19,916,400円

2 事案の概要

上記入札において、応札者19者のうち第1位は1者のみ(A社)、第2位は10者からくじで決定した(B社)。A社が落札候補者となり、後日契約を締結した。

当該工事の設計書一式に対する情報開示請求があり応じたところ、請求者からの指摘により、電子閲覧用設計図書の誤りが判明。

当該工事の共通仮設費及び現場管理費は【郊外「補正なし」】で積算したが、閲覧用図書では【郊外「補正あり」】としており、応札者は420,000円(税込)分を過大に見積もったと思われる。【郊外「補正あり」】で積算した設計額で入札結果を検証したところ、A社は最低制限価格を下回り失格し、B社が落札候補者となることが判明した。

当該入札は、応札者が正しく積算出来ない状態での入札であり、公平性を著しく欠いているうえ、閲覧図書に基づく積算からみれば、落札候補者は別の者となる。以上から、現契約は解除、再設計のうえ再入札を行う。

A社には謝罪し、契約解除の同意を得ており、他の応札者にも謝罪・説明を行った。

3 再発防止のための対応

積算及び閲覧用図書作成時のチェック体制の見直し、強化を図る。